

令和 6 年第 2 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 6 年 6 月 5 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 6 年 6 月 7 日（金）午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
総 務 課	長	山 田 勇 一
企 画 財 政 課	長	長 根 一 彦
防 災 管 財 課	長	西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課	長	上 野 義 孝
町 民 課	長	富 吉 卓 弥
介 護 ・ 福 祉 課	長	飯 田 貴 子
健 康 づ く り 課	長	木 明 修

建設水道課長	五十嵐	洋介
会計管理者	高山	幸人
学校教育課長	飯田	満
兼学校給食共同調理場所長		
学校教育課指導室長	向中野	純子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長	玉山	順一
兼図書館長兼歴史民俗資料館長		
代表監査委員	駒井	広
総務課主幹	四戸	俊彰
総務課総括主査	木村	卓磨

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中	利実
議会事務局主幹	濱中	太一

議事日程（第3号）

日程第1 議案審議

- 1、報告第1号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）
- 2、報告第2号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）
- 3、報告第3号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）
- 4、報告第4号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）
- 5、報告第5号 令和5年度野辺地町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 6、報告第6号 令和5年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 7、報告第7号 令和6年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について
- 8、承認第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）
- 9、承認第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）
- 10、承認第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 11、承認第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）
- 12、承認第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）
- 13、承認第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町水道事業条例及び野辺地町布設工事

	監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術 管理者の資格基準に関する条例の一部を改正す る条例)
14、議案第38号	令和6年度野辺地町一般会計補正予算(第1号)
15、議案第39号	令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第1号)
16、議案第40号	令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正 予算(第1号)
17、議案第41号	令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算 (第1号)
18、議案第42号	野辺地町行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用に関する条例の一部を改正する条 例案
19、議案第43号	野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例 案
20、議案第44号	野辺地町子ども医療費給付条例の一部を改正す る条例案
21、議案第45号	野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正 する条例案
22、議案第46号	青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務 の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変 更について
日程第2	追加提出議案の上程
日程第3	追加提出議案の提案理由説明
日程第4	追加提出議案審議
	1、議案第47号 工事の請負契約の件(令和6年度馬門ポンプ場 (送水)改良工事)
日程第5	陳情審議
	1、陳情第1号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府 に要求する意見書の提出を求める陳情
追加日程第1	発委審議

1、発委第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を求める意見書

日程第6 閉会

町長の提出議案

議案第47号 工事の請負契約の件（令和6年度馬門ポンプ場（送水）改良工事）

議会の提出議案

発委第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を求める意見書

会議に付した議案

報告第1号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）

報告第2号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）

報告第3号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）

報告第4号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）

報告第5号 令和5年度野辺地町一般会計継続費繰越計算書の報告について

報告第6号 令和5年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第7号 令和6年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について

承認第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

承認第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）

承認第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

承認第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を

改正する条例)

承認第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）

承認第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町水道事業条例及び野辺地町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例）

議案第38号 令和 6 年度野辺地町一般会計補正予算（第 1 号）

議案第39号 令和 6 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第40号 令和 6 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第41号 令和 6 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第42号 野辺地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

議案第43号 野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例案

議案第44号 野辺地町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案

議案第45号 野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案

議案第46号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第47号 工事の請負契約の件（令和 6 年度馬門ポンプ場（送水）改良工事）

発委第 2 号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を求める意見書

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議案審議

○議長（岡山義廣君） 日程第1、議案審議を行います。

報告第1号から第4号まで、専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）を一括議題とします。

副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） おはようございます。それでは、報告第1号から報告第4号まで、専決処分した事項の報告であります。いずれも物損事故に係る損害賠償についての和解の件となりますので、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案書1ページの報告第1号であります。2ページをお願いいたします。和解の相手方は、
____、____氏であります。

事故の概要は、令和6年2月8日、午後5時20分頃、野辺地町字中屋敷20番地10地内、町道下町・一ノ渡線上におきまして、____氏が運転する自動車が新田浄水場方向へ走行中、道路陥没箇所を通過した際に左前輪タイヤを損傷したものであります。

和解の内容であります。町は、事故の損害賠償金として、損害額1万7,860円の7割に相当する1万2,502円を____氏に支払うこととし、町及び____氏は本件事故に関し、今後異議を申し立てないことといたしました。

続きまして、議案書の5ページの報告第2号であります。6ページをお願いいたします。和解の相手方は、____、____氏であります。

事故の概要は、令和6年3月4日、午後7時40分頃、野辺地町字中道25番地3地先、町道淋代線におきまして、____氏が運転する自動車が野辺地消防署方向へ走行中、道路陥没箇所に右側前輪が落ち、フロントバンパーを損傷したものであります。

和解の内容であります。町は事故の損害賠償金として、損害額13万108円の7割に相当する9万1,076円を____氏に支払うこととし、町及び____氏は本件事故に関し、今後異議を申し立てないことといたしました。

続きまして、議案書の9ページ、報告第3号であります。10ページをお願いいたします。和解の相手方は、____、____氏であります。

事故の概要であります。令和6年2月16日、午前8時20分頃、野辺地町字中屋敷20番地10地内、町道下町・一ノ渡線上におきまして、_____氏が運転する自動車が新田浄水場方向へ走行中、道路陥没箇所を通過した際に左前輪タイヤを損傷したものであります。

和解の内容であります。町は事故の損害賠償金として、損害額2万2,550円の7割に相当する1万5,785円を_____氏に支払うこととし、町及び_____氏は本件事故に関し、今後異議を申し立てないことといたしました。

続きまして、議案書の13ページの報告第4号であります。14ページをお願いいたします。和解の相手方は、_____
_____氏であります。

事故の概要であります。令和6年2月27日、午後3時頃、野辺地町字中屋敷20番地10地内、町道下町・一ノ渡線上におきまして、_____の所有する自動車が新田浄水場方向へ走行中、道路陥没箇所を通過した際に左前後輪タイヤとリヤバンパーを損傷したものであります。

和解の内容でありますけれども、町は事故の損害賠償金として、損害額23万3,926円の7割に相当する16万3,749円を_____に支払うこととし、町及び_____は本件事故に関し、今後異議を申し立てないことといたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（岡山義廣君） この4件は報告事項であります。質疑があれば一括して許可します。質疑ありませんか。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 道路の陥没、物損事故なのですが、令和5年度は1件、今年が4件ということで非常に多いです。これというのは、もうちょっと事前に確認ということではないのか。

それで、この物損事故による損害賠償金の支払いというのは、これは保険で払っているのですか。

○議長（岡山義廣君） 担当課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） お答えします。

この事故になる前にもパトロール等して確認はしておりました。まず、最初の2月8日の_____氏の事故、前にも2回ほど穴埋めしている状態であります。

あと、保険の支払い、賠償金の件ですが、保険のほうを使っております。ただ、1件だけ、_____
____、2月27日の事故については、車両が古いため、町持ち出し分も一部ありました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今事前にパトロールもしていたということですが、初日、この同じ場所で3件、8日から27日までのうちに20日間あるのですが、この間パトロールをしていたとはい

え、これ放置していたというふうに見受けられるのですけれども、放置していた理由をお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） お答えします。

私たちとすれば、放置したという認識はちょっとあまりないのですが、ここの一ノ渡線の事故の穴の箇所なのですが、まず11回ほど穴埋めしていました。

まず、穴埋めの回数というか、対応としてですが、ほぼほぼこの期間というのは現場等回りをパトロールもほぼ毎日しております。ただ、町内全域パトロールというのはちょっと現実的に難しいので、ということで各所パトロールは行っております。

この箇所については、1月27日と2月2日に穴埋め作業をしました。2月8日に事故が発生しまして、大山氏からは1週間後の15日に町のほうに連絡がありました。その前にも2月の9日にも穴埋めはしております。その後、2月13日にも穴埋め作業をしております。その後、2月16日に事故が発生し、その日のうちにも穴埋め作業をしております。その後、2月22日に穴埋め作業をしました。その後の2月27日に事故が発生し、その後、その日のうちに穴埋め作業も実施しております。その後、2月29日、3月7日、3月8日、3月12日にこの箇所の穴埋め作業をしております。3月18日に業者のほうにアスファルトのちょっと修繕のほうを行っております。そういう状態ですので、こちらのほうとしても道路の安全には努めております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） かなりの回数穴埋めをしていたということで、その対応はしていたということではありますが、この穴埋めというのはどういう作業というか、どういう施工内容だったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） お答えします。

こちらのほうレミファルト、アスファルトの粉というか、ちょっと石、形状のもの、そちらを埋める状態であります。暖かい時期でありますと、くっついたりするのですけれども、やっぱり定期的に気温も寒いということで、くっつき具合も悪いし、あとまた水たまり等もありまして、ちょっとそこら辺は性能的にはちょっと十分ではなかったとは思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 簡易舗装的な内容かなと思うのですが、1回目の事故の報告が15日であったということで、翌日の16日にもまた同じ場所という今認識でお話ししているのですが、もう2回目になった時点で本格的な舗装に何で切り替えなかったのか。簡易舗装をやって同じことが繰り返

返された時点で、何かしら別な策を打つべきだったと思うのですが、それをしなかった理由は何ですか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） お答えいたします。

2月のあたりなのですが、業者のほうにもお願いはしたのですが、アスファルトを精製するプラント、こちらのほうが開いていないということで、どうしても時期的にそういう作業というのは難しいということで、現状で対応できる穴埋めでやっておりました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣君、ちょっと待ってください。もう4回、5回も関連質問ありましたので、次に10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ただいまの説明で、1月27日と2月の2日に、1回目の事故が起きる前、2回穴埋めをしているというお答えありましたけれども、その2回やったというのは、1回目やはり不具合があって2回目も同じ箇所を穴埋めされたということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） パトロールした際、やっぱり掘れている状態、穴の陥没状態があったということで再度穴埋めしているということになります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この簡易的に穴埋めする材料で水分反応硬化型常温アスファルト舗装材というのがあると思うのですが、これ多少の水たまりでも固まって、冬、札幌市なんかは凍ると、冬季、凍るから、それは不凍液を混ぜてこれ使えばいいのだよというような情報もあるので、これ先ほど話しされたレミファルトというのは同じ補修材なのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） レミファルトの性能的なものまでは、ちょっと私把握しておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告第5号 令和5年度野辺地町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

副町長から説明を求めます。

○副町長（江刺家和夫君） 報告第5号は、令和5年度野辺地町一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

議案書の17ページをお願いいたします。一般会計におきまして、継続費の令和5年度年割額のう

ち年度内に支出を終わらなかった経費を通次繰越しして使用するものについて、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。

18ページをお願いいたします。6款農林水産業費、3項水産業費の野辺地漁港荷さばき施設改築事業について、令和5年度の予算現額、計の欄になりますけれども、4億6,212万4,000円に対し、支出済額及び支出見込額は1億6,569万7,000円でありました。これにより、残額2億9,642万7,000円を翌年度に通次繰越しいたしました。財源内訳は、国庫支出金が1億4,519万3,000円、地方債が1億4,820万円、繰越金が303万4,000円であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 報告第5号は報告事項であります。質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告第6号 令和5年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 報告第6号は、令和5年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

議案書の21ページをお願いいたします。一般会計におきまして、令和5年度から令和6年度に繰越しして使用する歳出予算について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。

22ページをお願いいたします。全部で14件の事業について年度内に業務が完了しないため繰越しいたしました。2款総務費、1項総務管理費、光ファイバ整備事業費補助金の翌年度繰越額は6,324万7,000円であります。有戸地区方面への光ファイバの整備事業であります。年度内に事業が完了しないため繰越しをいたしました。2項徴税费、個人住民税システム改修業務（定額減税対応）の翌年度繰越額は105万6,000円であります。3項戸籍住民基本台帳費は、戸籍情報システムや戸籍附票システム、住民記録システムの改修業務5件で、翌年度繰越額は合わせて1,008万7,000円あります。財源は、全て国庫支出金で、補助事業の申請を令和5年度中に行う必要があったことから繰越しをいたしました。3款民生費、1項社会福祉費は、物価高騰対策給付金事業が3件で、翌年度繰越額は合わせまして1億960万5,000円あります。それから、4款衛生費、4項上水道費、水道料金基本料金減免事業の翌年度繰越額は2,400万円あります。令和6年4月分から6月分までの水道料金基本料金を減免するため繰越しをいたしました。6款農林水産業費、3項水産業費、野辺地漁

港荷さばき施設クレーン等整備事業補助金の翌年度繰越額は2,400万円であります。国から町を通して野辺地漁協へ間接的に補助金を交付するものであります。7款1項商工費、プレミアム商品券発行事業の翌年度繰越額は4,821万円であります。物価高騰対策として行う国の交付金事業で、当初の予定どおり令和6年度に実施するため繰越しをいたしました。10款教育費、2項小学校費、小学校授業用スキー購入の翌年度繰越額は511万4,000円であります。小学校5年生、6年生用のスキーを購入し、保護者負担の軽減を図るものですが、納品が令和6年度中になることから繰越しをいたしました。総額は、一番下の計になりますが、繰越限度額3億4,195万8,000円に対し、翌年度繰越額は1億9,531万9,000円であります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 報告第6号は報告事項であります。質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） かなりの件数の繰越しがあるのですけれども、スキーが納入されなかった、できなかったというところは分かるのですけれども、ほかの事業について丸々繰り越したのもあるのですけれども、事業が、それができなかった理由というか、要は工事が進まなかったから繰り越したとか、あるいはその予定していた財源が収入できなかったから繰り越したとかあると思うのですが、こういった理由が主なところだけでも教えてください。

○議長（岡山義廣君） 主なところだけ説明してください。

11番、赤垣義憲君、説明は全部の事項の説明ですか、それとも私が先ほどお話しした主なところだけでいいのか、どちらでしょうか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 様々理由があると思うのですが、こういった理由があったのかというところを教えてもらえれば助かります。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） そうすれば、上から、光ファイバの整備事業ですけれども、これはNTT等が国からのお金も使用して整備するものですが、工事を完了できなかったということで向こうからのお話がありましたので、うちの支出分も6年度に繰り越したというものであります。

あとは、4款の水道料金は先ほど説明したとおり、減免期間を今年度の4月から6月分までもう当初予定していましたので、その分を繰越したということになります。

それから、6款の漁港荷さばき施設のクレーン等につきましては、国等の協議において、補助金、交付金等の協議において、翌年度に繰り越してやるという協議が調ったので、翌年度にやっております。

プレミアム商品券は、先ほどお話ししたとおり、当初から国の5年度予算ということで措置しましたけれども、実質6年度に実施するというで国の了解を得て繰越ししているものであります。

あと、スキーは先ほど申し上げたとおりです。大体こんな感じでお願いします。

○議長（岡山義廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告第7号 令和6年度一般財団法人野辺地町観光協会予算についてを議題とします。

産業振興課長から説明を求めます。

上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） おはようございます。それでは、議案書25ページをお願いいたします。報告第7号は、令和6年度一般財団法人野辺地町観光協会予算についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している一般財団法人野辺地町観光協会予算について報告するものであります。

別冊、予算書で報告いたします。1ページをお願いいたします。令和6年度の事業計画は、本ページに記載している1から16までの事業を主に実施することとしております。

2ページをお願いいたします。収支予算書についてご説明いたします。収支予算書につきましては、1ページ目の主なる事業等を実施するための予算となっております。予算書の説明は、主なる科目についての説明とさせていただきます。

収支予算書左上、一般正味財産の増減の部、1、経常増減の部、（1）経常収益の事業収益は、P Rセンター売店のほか外販などでの販売売上げで692万円を見込んでおります。各地で開催されるイベントへ町のP R外販に行く機会が増えることなどを想定し、前年度比50万円の増収を見込んでおります。

受取補助金等は、2,328万4,000円は町からの補助金で、このうち550万円は祇園まつり実行委員会に係る補助金となっており、前年度比143万8,000円の増となります。なお、143万円ほどの増額となった主な理由は、祇園まつりに係る誘導員の増員、仮設トイレの設置数の増、交通誘導看板を新作するための経費などが主なるものであります。

3科目下の雑収益69万7,000円は、受託事業に係る請負手数料が主なるものです。

さらに、2科目め下の管理委託料は、町からのP Rセンター一部管理運営業務に係る委託料です。次の受託料は、地域おこし協力隊の活動をサポートする業務に係るものであります。

経常収益の計は4,425万3,000円となり、前年度比261万3,000円の増となります。

続きまして、（2）、経常費用についてご説明申し上げます。事業費の総額は3,126万7,000円で、前年度比233万9,000円の増となっております。

給料手当557万4,000円は、売店に係る人件費や各種事業における臨時的な作業員などの賃金のほか、地域おこし協力隊の報酬に係る経費も含まれた額となっております。

2 段下の旅費交通費20万円は、地域おこし協力隊の活動に要する旅費で、2 段下の消耗品費292万8,000円は、春まつり等の各種事業及び売店の運営に係る消耗品費となっております。

3 段下の広告宣伝費101万8,000円は、春まつりや祇園まつり等の事業に係る広告宣伝、次の段の運行費803万5,000円は、祇園まつりに係るもので、各祭典部への補助金も含まれております。

9 段下の頭に P R と記載された各科目は、P R センターの一部管理に伴う経費となっております。

その次の仕入387万9,000円は、売店関係や各種イベントへ出店するために販売商品の仕入れに要する経費となっております。

4 段下の繰出金は、各会計調整のための繰り出しとなります。

さらに、6 段下の開発研究費の10万円は、野辺地産イチゴを使用した商品開発費で、現在 3 種類ぐらいのお菓子を試作中でございます。

次の管理費の総額は1,458万6,000円です。観光協会職員の給料をはじめとする運営管理の経費となっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額はマイナス160万円となっておりますが、このマイナス分については 3 ページをお願いいたします。2、経常外増減の部に記載しております一般正味財産期首残高、いわゆる前年度からの繰越金200万 7 円を本年度の経常収益に充て、一般正味財産期末残高を40万 7 円としております。

最後の段、正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の40万 7 円と、町からの出資金である指定正味財産期末残高300万円の合計額となる340万 7 円となっております。

4 ページは、ご説明いたしました予算書の内訳となっております。なお、この予算書は令和 6 年 3 月26日開催の第 2 回理事会で承認されております。

以上、説明を終わります。

○議長（岡山義廣君） 報告第 7 号は報告事項であります。質疑があれば許可します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 2 ページの収支予算書についてお伺いします。経常収益がずらっと並んでありますけれども、この収益のうち、一番上は P R センター売店ほか観光協会販売売上と書かれているので分かるのですが、それ以外の部分で町が出資、町から、町が支出している項目はどれだけあるのでしょうか。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

町から出資しているのは、受取……

○議長（岡山義廣君） 課長、指名してから発言してください。

上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） すみません。町から出資しておりますのは、上から２段目の受取補助金等、それから下から２段目、管理委託料、受託料になっております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 同じくその事業収益692万円、販売売上等があると思いますが、この売上げをするに当たって係った経費というのが下の経常費用の部分に掲載されていると思うのですけれども、なかなかこれ分かりにくいですが、この692万円の売上げを出すために係る経費は合計で幾らでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

まずは、中段の仕入387万9,000円と、それから給料手当の売店関係については、詳細はちょっと把握できませんので、この２つがこの部分に係る経費と見ております。

○議長（岡山義廣君） 赤垣議員、３回目ですから、まとめて質問してください。

○11番（赤垣義憲君） 要するに売上げに対して経費がかかり過ぎれば、要は赤字ということになるので、この辺をしっかりと分かりやすく説明できるような形で、今年は何ぼ利益出す予定ですよというところを示していただければ、もうちょっと分かりやすい説明になるのかなと思います。

いずれにしても、町の支出が大半を占めるような収入になっているということで、もっと販売売上等伸ばす工夫をして、できるだけ町からの出資が少なくなるような取組をしていただきたいと常に思っておりますので、この辺も理事会等で承認、諮られるかもしれませんが、その辺も町として強く意見を言ってもらえたらと思います。

要望で終わります。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 科目についてちょっとお伺いします。

経常収益の中の管理委託料、この委託料、管理、PRセンターでの管理の中には、PRセンターの建物の前の広場の管理も含まれているのでしょうか。管理手数料というか、管理も含まれていますか。どういうふうに。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） PRセンター前の木とかが生えている部分ですね。そちらも入っております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） それで、関連になると思うのですが、冬の間はそのPRセンターの広場に２つ、以前にも話したと思うのですが、ベンチが置かれていて、夏の時期でもベン

チを2つほど設置していただけないかなということで私以前もちょっと発言させていただいたのですが、結構あのベンチが重宝していて、天気の良い日なんかは、あそこで休憩したりしている方もいらっしゃるの、ちょっとその辺検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。要望です。

○議長（岡山義廣君） 要望です。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 1ページの事業計画の中で祇園まつりがあるのですが、先日まつりの実行委員会で、今年は夜間運行にするというのが多数決で決まったということなのですが、私去年話したと記憶しているのですが、1年ごとに昼の開催、夜の開催ということは避けてほしいという要望をしていたのですが、去年夜間をやめて日中にしたというのは、子供たちの安全を考えてのことだというふうに回答もらっています。今年夜間にするというのは、子供たちの安全を考慮しないということなのか。町長、お答え願います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 答弁申し上げます。

今議員おっしゃるように、私もずっとそう思っていました。実は思っていて、今年から実行委員会の委員長になったのですが、そのときに出席できなくて、状況が実は分からなくて、結果を聞いて実はびっくりしました。今までずっと議論してきたことが一体何だったのかということを経理局長に言って、我々が話ししてきて、夜間運行は子供のためにやめますよと言っているのに、あなたは委員会として学校、先生とか教育委員会に話したかと言うと、していないという話なのです。ですので、これは一旦話を戻させていただきました、私の職権で。まだ議論は待ちたいと思うのですが、教育長とも話ししていますし、それから学校の校長先生、校長会にも話を伺ってから結果を出そうということにしております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） そういうふうに町長、何とか努力してくださるよう要望しておきます。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

承認第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

会計管理者から説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（高山幸人君） 議案書27ページをお願いします。承認第3号は、専決処分した事項

の報告及び承認を求めるの件であります。

28ページをお願いします。条例で引用する地方税法の規定の条ずれ等を整理するものでありますが、令和5年に発生したホタテガイ高水温被害に係る支援対策のため速やかに施行する必要があることから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

30ページをお願いします。専決処分したのは、特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の概要について、新旧対照表でご説明いたします。32ページをお願いします。第2条は、町民税の減免の規定ですが、地方税法の改正等に伴い、例として第1項の表、障害者となったときの項中、「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改めるなど、以下同様の趣旨で号ずれや字句等の改正を行ったものであります。

議案書31ページにお戻り願います。本条例は、公布の日から施行するとしております。

説明は以上になります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 28ページに専決の理由を、議会を招集する時間的余裕がなかったということで説明がありますが、この条ずれ等を整理する要因になったのが、令和5年に発生したホタテガイ高水温被害に係る支援対策のためとあります。この要因となったのが令和5年のホタテの被害支援というところなのですが、そこから今この専決の承認を求めるというところにすごく時間があると思うのですが、議会を招集する時間的余裕がなかったというところをちょっと説明ください。

○議長（岡山義廣君） 会計管理者。

○会計管理者（高山幸人君） 陸奥湾のホタテガイに関するものでございます。県のほうで様々な措置を講ずるということで、市町村のほうにも対応を求められてきたのがたしか年明けだったと記憶しておりますけれども、それから当町においても関係する部署の担当課長さんが集まって検討した結果、前向きに対応するという事になった後で、こちらの条例に基づいて対応するという事に当課でもなりましたので、この時期になったものでございます。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

承認第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

会計管理者から説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（高山幸人君） 議案書35ページをお願いします。承認第4号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

36ページをお願いします。地方税法の一部を改正する法律などが令和6年2月21日に公布、施行されたことに伴い、町税条例においても所要の改正が必要となりましたが、速やかに施行する必要があり、緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

38ページをお願いします。専決処分したのは、野辺地町町税条例の一部を改正する条例であります。改正の概要は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例であります。雑損控除は、災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができるものですが、令和6年1月1日に発生した災害に係るものは、改正前の規定では令和7年度分の個人町民税から雑損控除を行うこととなるところ、改正により令和6年度分の個人住民税において適用対象とすることができる特例を設けたものであります。

40ページをお願いします。本条例は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上になります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑を終わります。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

承認第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町民課長から説明を求めます。

課長、どうぞ。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。

議案書43ページをお願いいたします。承認第5号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

46ページをお願いいたします。専決処分をしましたのは、野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

44ページに戻りまして、専決した理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、野辺地町国民健康保険税条例において所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和6年4月1日と緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分を行ったものであります。

新旧対照表でご説明いたします。48ページをお願いいたします。ページ中段になりますが、第2条第3項のただし書で「22万円」を「24万円」に改めるものです。また、第23条第1項中において「22万円」を「24万円」に、同項第2項第2号中においては「29万円」を「29万5,000円」に、同項第3号中においては「53万5,000円」を「54万5,000円」に改めるものであります。これによりまして、国民健康保険の被保険者間において、保険税の負担、公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図ることになります。

この条例につきましては、施行日は令和6年4月1日からとなります。

以上、承認第5号についてご説明申し上げました。ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

承認第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

会計管理者から説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（高山幸人君） 議案書51ページをお願いします。承認第6号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

52ページをお願いします。奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、野辺地町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例において所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和6年4月1日と緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

54ページをお願いします。専決処分したのは、野辺地町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の概要について、新旧対照表でご説明いたします。55ページをお願いします。第2条は、固定資産税の課税免除の規定ですが、適用期限を改正前の「令和6年3月31日」から「令和9年3月31日」へ3年延長したものであります。

議案書54ページにお戻り願います。本条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

説明は以上になります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

承認第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

会計管理者から説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（高山幸人君） 議案書57ページをお願いします。承認第7号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

58ページをお願いします。地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、町税条例においても所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和6年4月1日等と緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

60ページをお願いします。専決処分したのは、野辺地町町税条例の一部を改正する条例であります。改正の概要といたしましては、1つ目に、国の示したモデル条例であります条例例に合わせて

規定を整理したもの、2つ目に、法律改正や規則改正に合わせて新設や改正したもの、3つ目に、条例例の項ずれにより改正となったものとなります。

改正点の主なものについて新旧対照表でご説明いたします。88ページをお願いします。第34条の7は、寄附金税額控除の規定ですが、条例例に合わせて規定を整理したものであります。対象寄附金は、従来の都道府県、市区町村に対する寄附金、青森県共同募金会、日本赤十字社青森県支部に対する寄附金に加え、第1号に掲げる寄附金となります。

94ページをお願いします。改正後の附則第7条の5からの4条は、法規定の新設に合わせて新設したもので、定額による特別税額控除、いわゆる定額減税の規定であります。改正後の附則第7条の5は、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除の規定ですが、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から1万円、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には1人につき1万円を加算した金額を控除するものです。

95ページの附則第7条の6は、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例の規定ですが、普通徴収について、令和6年6月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお、控除し切れない金額は、以後令和6年度中に普通徴収すべき税額から順次控除する等の所要の措置を講じます。また、納税義務者の給与所得に係る特別徴収について、均等割の額及び所得割の額ともに令和6年6月において徴収せず、特別税額控除後の給与所得に係る特別徴収税額を同年7月から翌年5月までそれぞれの給与の支払いをする際に毎月徴収することとなります。

97ページをお願いいたします。附則第7条の7は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例の規定ですが、公的年金等所得に係る特別徴収について、令和6年10月1日以後、最初に支払いを受ける公的年金等所得に係る特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお、控除し切れない金額は、以後令和6年度中に特別徴収される公的年金等所得に係る特別徴収税額から順次控除する等の所要の措置を講ずるものです。

104ページをお願いいたします。附則第7条の8は、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除の規定ですが、令和7年度分の個人の町民税に限り、同一生計配偶者を有する納税義務者の所得割の額から1万円を控除するものです。

114ページをお願いします。附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の規定ですが、定額減税に係る特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等配当所得の分離課税分の個人町民税所得割の額を含める読替規定を追加したのになります。

以下、118ページの附則第20条の3までの各改正規定は、定額減税に係る特別税額控除の対象となる所得割の額についての読替規定を追加したのになります。

119ページをお願いします。別表第1は、改正後の第34条の7第1項第1号、寄附金税額控除関係の表となります。なお、表中、規則で定めるものとありますのは、町内に主たる事務所を有する法

人または団体となります。

議案書85ページにお戻り願います。附則第1条で、本条例の施行期日を令和6年4月1日からとしておりますが、第1号及び第2号に掲げるものにつきましては、別に施行する日をそれぞれ定めております。なお、第2号に規定しています公益信託に関する法律において、法律番号が空白となっておりますが、法律が公布され次第、速やかに告示することとしております。

附則第2条は、町民税に関する経過措置を、次のページの附則第3条は、固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

説明は以上になります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ちょっと恥ずかしい話ですが、内容が難し過ぎるなと思って聞いていました。これは、国が今示している特例減税……

〔何事かの声あり〕

○11番（赤垣義憲君） 特別減税ですか、年間4万円の内容の説明でよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 会計管理者。

○会計管理者（高山幸人君） 議員おっしゃるとおりでございます。4万円の内訳は、個人住民税、町の税金が1万円、所得税、国の税金が3万円ということになっております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） これは、ニュース等で国がそういう減税政策を打ち出しているというのは耳にするのですが、町民の皆さん、どの程度理解されているか、ちょっと分からないのですが、この内容を分かりやすく広報のへじとかホームページとかに、こうなるのですよというのが伝わるような表現でぜひ周知していただきたいと思うので、できればご検討いただきたいと思います。

要望で終わります。

○議長（岡山義廣君） 要望事項です。

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

承認第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町水道事業条例及び野辺地町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

建設水道課長から説明を求めます。

どうぞ。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 議案書121ページをお願いします。承認第8号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

123ページをお願いいたします。専決処分したのは、野辺地町水道事業条例及び野辺地町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例であります。

122ページをお願いいたします。専決処分をした理由であります、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日に公布されたことに伴い、野辺地町水道事業条例等において所要の改正が必要となりましたが、令和6年4月1日から施行と緊急を要することから、議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

それでは、改正点について新旧対照表でご説明いたします。126ページをお願いいたします。第1条関係は、野辺地町水道事業条例の一部を改正したもので、第4条第1項と第39条第2項中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものです。

127ページをお願いいたします。第2条関係は、野辺地町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正したもので、第4条第6号中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改めるものです。

説明は以上になります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑なしと認めます。

これから承認第8号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は承認することに決定しました。

議案第38号に入る前に暫時休憩、皆さんの健康上を考えて休憩したいと思います。45分まで休憩

します。

休憩（午前１０時３５分）

再開（午前１０時４５分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

議案第38号 令和６年度野辺地町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

初めに、歳入歳出の補正の概要と歳入について副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） 議案第38号は、令和６年度野辺地町一般会計補正予算（第１号）であります。お手元の別冊予算書でご説明を申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ１億8,700万円を追加し、予算の総額を81億2,700万円といたしました。

それでは、歳入の主なるものについてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金、２項負担金、１目２節児童福祉費負担金の保育所利用料（現年度分）、３目１節学校給食費負担金の学校給食費個人負担金（現年度分）は、子育て支援施策の一環として10月から無償化を開始するもので、合わせて2,108万円を減額いたしました。

14款国庫支出金、２項国庫補助金、１目２節地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰に対する支援として交付されるもので、給付金、定額減税一体支援枠分として１億7,425万円を計上いたしました。

４目土木費国庫補助金、２節道路橋りょう費補助金は、交付決定等に伴い、合わせて334万4,000円を減額いたしました。

15款県支出金、２項県補助金、１目４節企画費補助金の元気な地域づくり支援事業費は、令和５年度をもって補助事業が終了となったことから、554万6,000円全額を減額いたします。

12ページに参りまして、７目２節教育費補助金の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金は、10月からの給食費個人負担相当分で1,603万9,000円を計上いたしました。

17款寄附金、１項２目１節指定寄附金は、1,660万円のご寄附がありました。なお、寄附者の申出により、詳細は公表を差し控えさせていただきます。

それから、18款繰入金、２項１目１節財政調整基金繰入金858万5,000円の減額は、本補正予算における財源調整であります。

６目１節ふるさとづくり基金繰入金は、財源の組替えに伴い554万1,000円を減額いたしました。

９目１節農山漁村活性化基金繰入金は、再生可能エネルギーの発電事業者からの寄附を農業や水

産業などの事業の財源として取り崩すもので、1,570万円を計上いたしました。なお、充当先としては、ホタテ養殖漁業者支援事業に570万円、地まきホタテ稚貝放流事業に500万円、それから農業振興事業に500万円等を予定しております。

13ページをお願いいたします。11目1節子育て支援基金繰入金は、10月から実施予定の子育て支援施策の財源として取り崩すもので、1,240万円を計上いたしました。

20款諸収入、5項雑入、3目2節雑入のコミュニティ助成事業助成金は、予定していました事業3件が不採択となったことから、2,070万円を減額いたしました。

21款町債、1項2目1節民生債は、学童保育棟新築事業として計上していたものを児童館新築事業として予算を組替えしたものであります。

4目1節労働債、勤労青少年ホーム等改修事業は、事業の増に伴い130万円を追加いたしました。

7目土木債、1節道路橋りょう債の町道整備事業及び橋りょう長寿命化補修事業は、事業費の増や国庫補助金の減により、合わせて1,160万円を追加いたしました。

9目1節教育債は、スクールバス整備事業や、まかどスポーツセンター整備事業等の事業費の増額に伴いまして、計430万円を追加いたしました。

以上が歳入予算についてであります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから歳入について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 12ページです。先ほど指定寄附金、寄附者の要望でということで説明がなかったのですが、指定先、目的なんかも教えてもらえないものですか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えいたします。

目的でございますが、農林漁業の健全な発展、また地域の子供たちのためという目的でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 13ページの町債の民生債なのですが、これ学童保育棟新築事業を児童館新築事業に組み替えるということなのですが、この名称を変更することによってどんな影響というか、名称を変更する理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

過疎計画等と合わせなければいけないということで名称を変更しております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 13ページです。町債の土木債で橋りょう長寿命化補修事業、これの増えた理由が国庫補助の減ということもあるということで説明いただきましたが、国庫補助金が減額された理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 交付決定により減額しておりました、事業費のほう。こちらのほうは、県の総枠とか、そちらもありまして、トータル的に減額というふうな形です。

以上です。

○議長（岡山義廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出について副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） それでは、歳出予算について、14ページからになりますが、歳出各項目にわたり、職員の人事異動などによる職員給与費等の増減分については、各項目での説明は省略させていただきます。

それでは、15ページをお願いいたします。6目企画費の12節委託料は、地域おこし協力隊の募集や、お試し体験について業務を委託する経費で、費目の組替えも含めまして398万1,000円を計上いたしました。全て特別交付税措置の対象となります。

それから、9目電子計算機管理費、13節使用料及び賃借料の電子計算機は、新庁舎の移転に合わせましてパソコン等の整備、それから契約を前倒しすることとして、277万6,000円を追加いたしました。

13目定額減税補足給付金（調整給付）事業費は、住民税や所得税からの4万円の定額減税により減税し切れなかった方を対象に、不足分を1万円単位で給付する事業で、事務費分に709万6,000円、それから給付費分に1億1,000万円、合わせまして1億1,709万6,000円を計上いたしました。

16、17ページを飛ばしまして、18ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、下段の27節繰出金は、国民健康保険事業特別会計への事務費繰出金で、350万2,000円を減額いたしました。

3目介護保険対策費は、介護保険事業特別会計への繰出金で、合わせて330万3,000円を減額いたしました。

19ページをお願いいたします。14目低所得者支援物価高騰対策給付金事業は、令和6年度に新たに非課税世帯もしくは住民税均等割のみ課税世帯となった方に対し10万円を給付するもので、子供

がいる場合はさらに1人当たり5万円の加算給付を行うものです。給付金5,500万円と事務費、合わせて5,715万4,000円を計上いたしました。

20ページに参りまして、2項児童福祉費、2目児童保育費の財源補正は、保育所利用料の減額に伴うものです。

4目すこやか医療費は、所得制限の撤廃に伴う増で、合わせまして106万2,000円を追加いたしました。所得制限の撤廃に伴い、20世帯、50名ほどの親子が新たに対象になる見込みであります。

6目子ども医療費給付事業費は、所得制限の撤廃及び対象範囲を中学生から高校生まで拡大するもので、合わせまして746万3,000円を計上いたしました。令和6年の10月診療分からを対象としまして、対象者数は450名程度を見込んでいます。

21ページをお願いいたします。9目学童保育棟建設費と10目児童館建設事業費は、先ほどありましたけれども、過疎計画の関係、それとあと基本構想に合わせまして、児童館として整備するため予算を組み替えたものであります。

22ページに参りまして、下段の5款労働費、1項1目勤労青少年ホーム運営費、14節工事請負費の青少年ホーム煙突改修工事は、昨年度に強風で煙突のかさが落下、破損したことから、経年劣化した部分も併せて煙突の改修を行うもので、127万9,000円を計上いたしました。

23ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項3目農業振興費の財源補正は、農山漁村活性化基金を充てるものであります。

7目農地費、14節工事請負費のベンチ設置工事は、コミュニティ助成事業が不採択となったことから、157万3,000円を減額するものであります。

24ページを飛ばしまして25ページをお願いいたします。7款商工費、1項5目愛宕公園費、14節工事請負費のベンチ設置工事は、コミュニティ助成事業が不採択となったことから、928万4,000円を全額減額いたします。また、インターロッキング補修工事は、愛宕公園の噴水付近の樹木により舗装用のブロックが隆起し、歩行者等に危険な状況であることから、樹木を伐採し、補修工事を行うもので、119万9,000円を計上いたしました。

26ページに参りまして、8款土木費、2項2目道路新設改良費、12節委託料の橋梁点検業務は、5年に1度橋梁の定期点検を行うもので、398万1,000円を計上いたしました。長寿命化計画に基づき9か所の点検を行うこととしております。それから、枇杷野松ノ木線の測量設計業務100万円は、国スポの会場となる野辺地高校付近の道路改良工事について、一部拡幅を行うため測量設計を行うものであります。

それから、14節工事請負費の町道改良工事は、新たに1路線の側溝などを整備する必要が生じたことから、600万円を追加いたしました。

5項都市計画費、2目公園管理費、14節工事請負費の中道ふれあい公園遊具更新工事は、コミュ

ニティ助成事業の不採択によりまして1,354万1,000円を減額いたします。

9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費、12 節委託料の防火水槽撤去工事設計業務は、民有地、民地に設置してある防火水槽を撤去するに当たりまして、詳細設計を行う必要が生じたことから、246万4,000円を計上いたしました。

27ページをお願いいたします。10款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費の 1 節報酬と 8 節旅費、それと28ページに参りまして、10節の需用費の印刷製本費は、今年度に策定予定の第 4 期野辺地町教育振興基本計画の策定に係る費用でございます。

それから、17節備品購入費のスクールバスは、購入予定のバスのモデルチェンジによる増額等に伴い213万9,000円を追加いたしました。

29ページをお願いいたします。2 項小学校費、3 目教育振興費、1 節報酬から 4 節の共済費までは、支援を要する児童生徒の状況に鑑み、野辺地中学校に配置予定であったスクールサポーター 1 名を若葉小学校に配置するための人件費で、合わせまして238万7,000円を計上いたしました。

30ページに参りまして、中段の 4 項社会教育費、4 目文化財保護費は、県の元気な地域づくり支援事業費補助事業が廃止となったことに伴い、充当額である154万4,000円を減額したものであります。

31ページをお願いいたします。5 項保健体育費、6 目まかどスポーツセンター費、12 節委託料のトイレ改修工事設計業務及び監理業務は、追加の費用として合わせて106万7,000円を計上いたしました。

32ページに参りまして、13款諸支出金、1 項基金費、5 目ふるさとづくり基金費から10目の農山漁村活性化基金費は、寄附金を寄附目的に沿って各基金に積立てするものでございます。

以上が歳出予算の概要についてであります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳出について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。

9 番、野坂 充君。

○9 番（野坂 充君） 28ページですか、いろいろまたがっているのですが、公園の遊具とかがコミュニティ事業に不採択となったことにより減額ということなのですが、かなり古くなって、子供たちにも危ないという認識でこれ更新しているかと思うのですが、その不採択によっての子供たちの安全対策についてどう考えているか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 土木費の中道ふれあい公園の遊具についてであります。子供の安全というのを考えて遊具を設置し、毎年安全点検等を行って、なるべく長く使えるようには整備しております。今回ちょっと老朽化ということもありまして、更新を要望しましたが、コミュニティ助成のほうは不採択となりました。今後も何かの歳入とか、そちら財源を見つけていき、遊具

の更新とかを考えていきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 中道ふれあい公園だけでなく、今全部コミュニティ事業を使って遊具とかベンチの補修とか、そういうものをやろうと思っていたということなのですがけれども、このコミュニティ事業が不採択になったことにより、この改修とか更新する予定だったものの子供たちに対しての安全対策、中道ふれあい公園だけでなく。要するに柴崎牧場だったり、いろんなところをコミュニティ事業で申請したのだけれども、不採択になったことによる影響、それについてどう考えているかということです。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 公園の遊具等については、随時そういう助成金等を使って更新等していきたいと思っていますけれども、もし子供たちにとって安全でないということになれば、今課長から言いたみたい、各施設点検しております。もし安全上問題があるとなれば、更新の前に立入禁止にするとか使用禁止にするとかという措置は講じていきますけれども、現在のところ古くはなっているけれども、安全上特に問題がないということです、できるものから順次更新していきたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 15ページです。地域おこし協力隊募集業務、これを業務委託するということですが、具体的にどういう内容を想定して、この400万円弱を支出するお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず、ここ二、三年、募集しても問合せもない状況にありましたので、まずは近隣の自治体の状況を少し参考にさせていただきまして、業務委託ということで補正予算を出させてもらったのですが、まずその内容としては、どのような、こちらから観光とか情報発信という特定した方の募集をまずお願いするという形で、それに見合った募集方法の企画書、募集方法等をまずまとめていただきます。それから、リクルートのような広告代理店等も通じながら募集を図っていただく。そして、選考、1次審査をしていただく。2次審査は町のほうでやらせていただくのですが、まずそこまでやっていただく。それから、お試しということで、野辺地町のことを知っていただくということで2泊3日を予定して野辺地町に来ていただいて、実際業務を知ってもらう、野辺地町を知ってもらう、要するにミスマッチがないような、募集に当たってのミスマッチがないようなことまで委託をかけてやっていければと考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の説明で、本来地域おこし協力隊がやるような業務を、要はPRだったということで、こういう協力隊を募集する内容が、何か本来協力隊がやるような内容だなと今ちょっと思ったのですが、お金をかける以上はしっかりとした成果が出せるようにやっていただきたいなと思います。無駄なお金にならないように、ぜひお願いします。

18ページの一番上の段で防災無線子局受信装置かさ上げ工事とありますが、これはかさ上げが必要になった理由は何でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

1月1日に能登の地震がありまして、その際に防災無線が機器が水につかって使えないという報道がありまして、緊急点検をしたところ、野辺地町でも仮に4.5メートルの津波があった場合に、有戸川のところと、あと八幡町、ちょうど常夜燈公園から河口側を回るところ、この2か所が機器が低い位置にあるというのが判明しまして、この2か所を高いところに機器を上げるという工事になります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 26ページです。一番上の段、道路新設改良費の橋梁点検業務、これ先ほど説明で5年に1度点検ということで説明をいただきましたけれども、令和6年度の当初予算にこの設計業務……。点検業務が計上されなかった、今回補正でのつけた理由は何ですか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 当初に上げるべき予算でありましたが、こちらのミスで今回補正で上げました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 28ページです。スクールバスについてお伺いします。備品購入で213万9,000円とあって、これと5ページの繰越明許費補正の2,243万5,000円と、それから当初予算の2,135万円と、何かちょっと整合性が取れなくなってしまったのですが、この辺ちょっと説明いただきたいのですが、よろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

当初予算の金額と、また補正の金額、そうした足したものが繰越明許費の額と違うということですが、この部分が、ちょっとこれに現れない部分が、少額のものが入ってこの金額になるというご認識でお願いします。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ここに現れない金額があるところを承認していいのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） この金額につきまして、すみません、もう一度こちらで精査させていただきますと思います。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳出の質疑を終わります。

続きまして、第2表、繰越明許費の補正から第4表、地方債の補正まで副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） そうすれば、予算書の5ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費補正であります。新たに1件設定いたします。10款教育費、1項教育総務費のスクールバス購入事業は、今年度購入予定のスクールバスの納車が来年度に入る可能性があることから設定するものであります。

6ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正であります。1件を追加、1件を廃止いたします。当初予算で学童保育棟新築工事設計業務として計上していたものを、児童館新築工事設計業務へ組替えするものであります。

7ページに参りまして、第4表、地方債補正であります。追加が1件、限度額の変更が7件、廃止が1件であります。追加、廃止については、先ほどもご説明いたしましたとおり、組替えによるものであります。限度額の変更については、歳入でご説明いたしましたとおり、事業費の増加等に伴い限度額を増額するものであります。なお、起債の方法、利率等については、変更ございません。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 第2表、繰越明許費の補正から第4表、地方債の補正まで一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「議長、いいですか」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） どうぞ。

○9番（野坂 充君） 先ほど赤垣議員が質問したのに、まず答弁がちゃんとしていないので、これ議事、進められないのでないですか。これさっきの答弁ちゃんとしてから議事進めたほうがいいと私は思いますけれども、議長、そう思いませんか。

○議長（岡山義廣君） 今、野坂 充議員から提案されましたけれども、私の議事の進行で、今調査中です。後ほど皆さんに先ほどの赤垣議員の発言に対しての答弁をさせたいと思いますので、このまま進めていきたいと思いますが、ご了承願います。よろしいですか。

○9番（野坂 充君） これ採決していないのだよ。

○議長（岡山義廣君） 採決はまだ入っていませんので。

○9番（野坂 充君） いやいや、この説明終わるまで、この38号は採決、採らないのだよね。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂議員に申し上げますけれども、今この審議している時間中に答弁できないようであれば採決しません。後ほど答弁してからの採決ということで、休憩してからの採決というふうに運んでいきたいと思いますので、ご了解願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

ここで、討論なしで、今調査していますので、答弁できる状態になってから討論に入りたいと思いますので、暫時休憩します。

休憩（午前11時19分）

再開（午前11時28分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

11番の赤垣君から質問がありましたのに答弁させていただきます。

企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

消耗品等のところをカウントしていなかったのかなと思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） カウントしていなかったということは、当初予算とこの補正予算と整合が取れない状況で審議するということで、数字が合わないままで進めるのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

当初予算のときに、多分125ページに備品購入費のスクールバスが2,013万5,000円とついております。このほかに対象経費で自動車保険料とその上にありまして、このうちの13万5,000円の分、あと次のページの126ページにある自動車重量税の7万4,000円、ちょっと戻りまして124ページに消耗品費というのが46万5,000円あります。このうちからバスの登録料の分の印紙代とか検査料の分がありますので、これと今回の補正した213万9,000円、こちらのほうをプラスした額よりも、この5ページで繰越しを設定しようとしている額が下回っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（岡山義廣君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町民課長から説明を求めます。

課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第39号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ148万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,854万9,000円といたしました。

歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項1目社会保障・税番号制度システム整備費は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対応するため、システム改修費を466万4,000円、それと周知に必要なチラシの製作費として6万7,000円を増額しております。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、マイナ保険証の移行に伴い、番号付保険証を送付する際の特典記録郵便料として41万6,000円、4月の人事異動に伴う職員給与費繰入金を39万8,000円減額しております。

8款諸収入、3項1目雑入は、会計年度任用職員の社会保険料個人納付金として25万1,000円を増額しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

〔何事かの声あり〕

○町民課長（富吉卓弥君） 失礼いたしました。訂正いたします。6款繰入金の職員給与費繰入金については、391万8,000円に訂正いたします。

続いて、歳出について説明いたします。6ページですが、1款総務費、1項1目一般管理費は、4月の人事異動に伴い、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金、補助及び交付金までを合わせて391万8,000円を減額しております。なお、11節役務費及び12節委託料については、マイ

ナ保険証移行に伴う番号付保険証の郵便料を41万6,000円、システム改修費として466万4,000円を増額しております。

下段の1款総務費、4項1目趣旨普及費の印刷製本費については、マイナンバーカードの保険証との一体化の事業周知に係るチラシの製作費として6万8,000円を増額しております。

7ページをお願いいたします。5款保健事業費、1項3目医療費適正化事業費は、主にレセプト点検事務に従事する会計年度任用職員を雇用するため、1節報酬から4節共済費までを合わせて213万1,000円を増額しております。

9款予備費については、財源調整のため188万1,000円を減額しております。

以上、令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 5ページ、6ページにもありますマイナ保険証に係る費用について少しお伺いしたいのですが、マイナンバーカードというのは取得に義務はなかったと思うのですが、このマイナ保険証、要はマイナンバーカードと保険証をひもづけるということは、これは義務なのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） 義務という表現にはならないと思いますが、国のほうでは今年の12月2日から一体化を施行しますので、それに伴い準備しております。

保険証で、国保に関しては、マイナンバーカードを取得されていない方には、保険証とは別に資格確認書というものを発行して、健康保険のほうを確認できるようにする予定にしております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ということは、紙の保険証も残るという解釈でよろしいですね。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） できれば移行していただきたいところではありますが、手続されない方には紙ベースのものが手に残る形になります。

○議長（岡山義廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

介護・福祉課長から説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第40号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額に歳入歳出それぞれ552万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,837万1,000円といたしました。

それでは、歳入の主なるものについてご説明いたします。5ページをお願いいたします。5款県支出金、2項県補助金、3目介護保険事業費補助金834万8,000円を新たに計上いたしました。これは、国のモデル事業のケアプランデータ連携システム導入支援事業に係る経費で、全額が補助の対象となります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目事務費等繰入金331万2,000円の減額となります。職員1名分の減額とシステム改修による増額を含みます。

続いて、歳出の主なるものについてご説明いたします。7ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を371万9,000円減額いたしました。これは、令和6年4月の人事異動に伴い、1名分の人件費の減額によるものなどであります。

同じく3項介護認定費、1目介護認定費は、介護認定システム回線の新庁舎移転の経費や、介護給付費等の改正に伴うシステム改修に係る経費で40万7,000円増額いたしました。

続いて、8ページをお願いします。4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費は879万円を増額いたしました。これは、歳入でも申し上げました国のモデル事業を実施するもので、アナログだったケアマネジャーのケアプランをデータ処理して、介護保険事業所とデータ連携することで、双方の業務の効率化を図り、町内介護事業所の生産性の向上と被保険者への介護サービスの適正化を狙うものです。事業内容としましては、伴走型の支援員の任用と介護保険事業所にパソコンやシステムライセンス料に係る経費を補助金として交付して、定着に向けて町が手厚く支援していきます。

以上ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について一括で質疑を行います。質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

建設水道課長から説明を求めます。

課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） それでは、議案第41号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊資料1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の補正の支出では、第1款第1項営業費用の既決予定額2億3,877万円に3万2,000円増額し、2億3,880万2,000円といたしました。

第4項予備費は、1,211万1,000円から財源調整のため3万2,000円減額し、1,207万9,000円といたしました。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となります。支出では、職員給与費の既決予定額4,399万6,000円に3万2,000円増額し、4,402万8,000円といたしました。

補正の内訳は、補正予算説明書で説明いたします。9ページをお願いいたします。（1）、収益的収入及び支出の収入では、1款2項2目他会計負担金に7万5,000円増額いたしました。人事異動に伴い一般会計からの人件費の額を計上し、5目の雑収益に同額の7万5,000円を減額し、調整いたしました。

10ページをお願いします。支出では、1款1項4目総係費を3万2,000円増額いたしました。1節給料、2節手当、6節法定福利費、8節退職手当組合負担金については、人事異動に伴う増減で、総係費の増額分を4項予備費で同額の3万2,000円減額し、調整いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 予算補正について一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号 野辺地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長から説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案書129ページをお願いいたします。議案第42号は、野辺地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案であります。

本案は、福祉医療費支給事務において利用する特定個人情報に医療保険へ給付関係情報を加えるものであります。

改正内容について新旧対照表でご説明します。132ページをお願いします。別表2で規定する町の特定個人情報利用事務について、乳幼児医療費や子ども医療費といった福祉医療費の給付事務に医療保険各法における医療給付に関する情報を加えます。これにより、町と各医療保険とにおいて、特定個人情報を用いた連携が可能となります。

なお、この条例の施行は公布の日からといたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） これさっきも聞いたマイナンバーカードと保険証のひもづけに関わる条例改正だと思うのですが、このひもづけは、この条例が改正されれば自動的に、要はマイナンバーカードを持っている、保険証を持っている人が申出をしなくても自動的にひもづけされるということによろしいのですか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えいたします。

現在町では乳幼児医療費など、いわゆる福祉医療費の給付を行っておりますけれども、その申請
手続の際に、申請者から加入している保険証の写しなどを提出いただいて確認しておりました。先
ほど議員申し上げましたとおり、12月2日からマイナンバーと保険証一体化ということになります
ので、保険証が廃止となった後、福祉医療費の給付事務において、医療保険各法における保険情報
を得るためには、原則として個人番号による情報連携が町と必要となりますので、まず法律の規定
により条例でもって当該利用範囲を定める必要がありますので、今回その改正条例を提出したも
のであります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この条例を改正しなければ前に進められないことになってしまいますので、
それを妨げるつもりはありませんけれども、この条例改正に当たって、マイナンバーカードと保険
証のひもづけというところは国が主導で動いている部分ではあると思いますが、国に代わって町が
しっかりと町民の皆様にご説明する必要があるなと私は思っております。

ちょっと確認していないのですが、広報のへじとかにも説明されているかもしれませんが、
こういう切り替わったところで混乱する町民の方々がいらっしゃるとすれば、それに対する支援と
いうところをしっかりと見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

要望で終わります。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩に入ります。

休憩（午前11時50分）

再開（午後 1時12分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

議案第43号 野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例案を議題とします。

学校教育課長から説明を求めます。

課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 議案第43号についてご説明いたします。

議案書135ページをお願いします。議案第43号は、野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例案であります。

小中学校の児童生徒及び教職員並びに学校給食共同調理場の業務に従事する者等の学校給食費の改正を行うため提案するものであります。

新旧対照表でご説明いたします。138ページをお願いします。この別表は学校給食費の額を規定したものでありますが、1食当たりの額を小学校児童は280円から320円に、小学校教職員及び児童保護者は290円から320円に、中学校生徒は300円から340円に、中学校教職員及び生徒保護者並びに学校給食共同調理場の業務に従事する者等は310円から340円に改めるものであります。なお、児童生徒分については、県の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用するため、10月1日から無償化となります。

この条例は、令和6年10月1日からの施行となります。

以上、議案第43号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 野辺地町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。

町民課長から説明を求めます。

課長、どうぞ。

○町民課長（富吉卓弥君） 議案第44号についてご説明いたします。

議案書139ページをお願いいたします。議案第44号は、野辺地町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案であります。

142ページをお願いいたします。提案理由は、野辺地町子ども医療費給付事業の所得制限の廃止及

び対象年齢を拡大するため提案するものであります。

143ページの新旧対照表でご説明いたします。第2条第1項中、「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項にはただし書を加えております。

第3条中では、「本町に住所を有し、及び」のところを「原則として野辺地町に住所を有し、かつ」に改め、以下の下線部分については削除しております。

同条第2項には、他の制度により自己負担に係る費用の金額の給付を受けられる者に対しては給付を行わないと改めております。

次の別表については、所得制限を廃止するため削除いたします。これによりまして、小学生から18歳に達した以後の最初の3月31日までの児童等について、医療費の自己負担に係る費用に対して全額助成し、医療費の無償化を図るものであります。

この条例については、令和6年10月1日からの施行となります。

議案第44号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 施行日が10月1日からとなっておりますけれども、この10月1日から実施する理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） 補正で予算計上してはありましたが、システム改修とか、あと国保連、その他医療機関との調整等もあります。あと、対象者への通知など、一定期間要しますので、10月1日からというふうにさせていただきます。

○議長（岡山義廣君） ほかがございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号 野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。

町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。

147ページをお願いいたします。議案第45号は、野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案であります。

149ページをお願いいたします。提案理由は、野辺地町すこやか医療費給付事業の所得制限を廃止するため提案するものであります。

150ページの新旧対照表でご説明いたします。第2条第2項のただし書及び第3号中の「別表第1」を「別表」に改め、同条第5項に「高齢者の医療の確保に関する法律」を加えております。

続いて、第3条第1項中の「野辺地町の区域内」を「野辺地町」に改め、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号としております。

続いて、前段でご説明しましたが、「別表第1」を「別表」とし、以下にあります別表第2及び別表第3については、所得制限を廃止するため削除いたします。これによりまして、独り親世帯の保護者分についても対象者の拡充を図るものであります。

この条例については、令和6年10月1日からの施行となります。

以上、議案第45号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

総務課長から説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書155ページをお願いいたします。議案第46号は、青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

本案は、令和6年度から導入される森林環境税の滞納整理に関する事務を当事務組合で共同処理する事務に加えるため、規約の変更を行うものであります。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。159ページをお願いします。当事務組合規約、別表第2の上段、共同処理する事務の項の第10号、市町村税等の滞納整理に関する次の事務に、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金」を加えます。

この規約の施行は、令和6年8月1日からいたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎追加提出議案の上程

○議長（岡山義廣君） 日程第2、追加提出議案の上程を行います。

追加提出された議案第47号を上程します。

◎追加提出議案の提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第3、町長から追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） それでは、本定例会に追加提案いたしました議案第47号 工事の請負契約の件について、その概要をご説明申し上げます。

「令和6年度馬門ポンプ場（送水）改良工事」の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

以上、1件の議案につきまして追加提案させていただきますので、よろしくご審議、御議決賜り

ますようお願いを申し上げます。

◎追加提出議案審議

○議長（岡山義廣君） 日程第4、追加提出議案審議を行います。

議案第47号 工事の請負契約の件（令和6年度馬門ポンプ場（送水）改良工事）を議題とします。

建設水道課長の説明を求めます。

どうぞ。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） では、追加提案の議案書1ページをお願いいたします。議案第47号は、工事の請負契約の件であります。

馬門ポンプ場（送水）改良工事につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案書の2ページをお願いいたします。1、工事の名称。令和6年度馬門ポンプ場（送水）改良工事。

2、工事の場所。野辺地町馬門ポンプ場地内。

3、契約の方法。指名競争入札。

4、請負代金。5,203万円。

5、契約の相手方。青森市大字荒川字藤戸133番地3、山大機電株式会社、代表取締役、菅原博充氏であります。

4ページに参考資料を添付しておりますので、御覧ください。3の工事概要等ではありますが、馬門ポンプ場（送水）の改良工事、一式となりまして、これはポンプ操作盤など支給機器の取付と、送水ポンプの新設及び機械、電気、建築修繕工事になります。

4の工事期間は、議会で議決し、本契約の意思表示をした日から令和7年3月5日までを予定しております。

7の契約手続の状況ですが、指名競争入札で、令和6年5月28日に入札を行いました。応札した業者及び入札結果は記載されているとおりであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎陳情審議

○議長（岡山義廣君） 日程第5、陳情審議を行います。

陳情第1号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情を議題とします。

審査を付託してありました総務常任委員会委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長より報告を求めます。

大湊委員長。

○総務常任委員長（大湊敏行君） 総務常任委員会の報告を申し上げます。

陳情第1号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情については、6月5日に本委員会へ付託されたところであります。

本委員会では、その付託を受け、去る6月5日に委員会を開催し、その取扱いについて慎重な審査を行いました。

陳情の要旨は、ガザ地区に平和を求める世界各国の都市や議会、日本の地方議会とともに貴議会においても「ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書」を提出するよう陳情したものであります。

委員会での審査では、委員から「国内のみならず、国際社会でも大きな問題になっていることであるから、この趣旨に賛同すべきである」との意見がありました。

採決の結果、陳情第1号については、その趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから陳情第1号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長の報告どおり採択することに決定しました。

追加提案の準備がありますので、ここで暫時休憩します。

休憩（午後 1時30分）

再開（午後 1時35分）

○議長（岡山義廣君） 時間前ですが、全員そろっておりますので、会議を再開します。

◎日程の追加について

○議長（岡山義廣君） 先ほどの陳情第1号の採択によって、総務常任委員会、大湊委員長から発委第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を求める意見書が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

発委第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発委審議

○議長（岡山義廣君） 追加日程第1、発委第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を求める意見書を議題にします。

本件は会議規則第36条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから発委第2号を採決します。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議された事件の審議が全部終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） これをもって令和6年第2回町議会定例会を閉会します。

（午後 1時37分）